



▲取材に応じてくださった、小林先生、福村さん、鈴木雄大さん、植竹秀成さん（左から）



▲トウサワトラノオの資料を前に「環境活動で深める地域との絆」で発表を行った福村さん

予どもの参画 PART4 ~^{みしょう}実生(種)から育てる環境美化活動~

栃木県立小山北桜高校の下野市での活動の代表例の一つに、長年にわたるJR小金井駅の環境美化活動があります。JR小金井駅を多くの生徒が通学に利用しているためです。園芸の授業で種から育てた草花をプランターに植栽し、駅の東口・西口や構内に定期的に置き替えています。

このような活動を通して下野市の地域づくりに関わっています。小金井駅での継続した活動に対しJR東日本から感謝状が贈られています。また、学校祭で販売される草花は、近隣住民の行列ができるほど人気があるそうです。



▲水戸部先生（左側）指導の下、プランター設置の様子



つながッテルね!
条例13条

市民の責務 ⇒ 自治基本条例 第13条

市民は、次に掲げる責務を有するものとする。

(1) まちづくりの参画に当たり、自らの発言及び行動に責任を持つこと。(2) 人権を尊重し、他の個人としての尊厳を侵さないこと。(3) 自らがまちづくりの主体であることを自覚し、実践すること。